

議員提出第6号議案

大田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年5月23日

大田区議会議長 様

提 出 者

湯 本 良太郎

岡 元 由 美

佐 藤 伸

三 沢 清太郎

犬 伏 秀 一

おぎの 稔

庄 嶋 孝 広

大田区議会委員会条例の一部を改正する条例

大田区議会委員会条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「9人」を「10人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

大田区議会議員の改選に伴い、常任委員会の委員の定数を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。